

ミニ消防ポンプ自動車「けしまる」貸出要領

1. 貸出期間 原則として毎年6月1日～8月31日（土日休祭日を除く）

(1) 地域別貸出期間

	貸出期間	貸出地域	地域区分
地域別 貸出期間	7月1日～7月31日	富士吉田市・西桂町 山中湖村・忍野村	①
	6月1日～6月30日	富士河口湖町・鳴沢村	②

(2) 貸出使用時間

	貸出時間帯
午前の場合	午前10時00分～11時30分まで
午後の場合	午後 1時00分～3時30分まで

2. 申請書提出先 ・地域区分①〒403-8599 富士吉田市松山5丁目10-13
富士吉田消防署長

・地域区分②〒401-0301 富士河口湖町船津1745
河口湖消防署長

3. 申請書提出期限 ・受付開始は4月1日以降となります。
・地域区分①の申請書は6月15日までに富士吉田消防署長宛てに提出して下さい。
・地域区分②の申請書は5月15日までに河口湖消防署長宛てに提出して下さい。

4. 運用方法 ・日時はあらかじめ「担当消防署」へご相談下さい。
・他の施設、団体等と貸出日が重複する場合がありますので日時、内容等について、より詳しくご相談下さい。

5. 防火フィルム ・申請書の防火フィルム欄については、別紙「防災映画フィルム一覧表」を参考にして、上映を希望される施設にあつてはその題名を記入して下さい。
・映画上映のみ希望の場合も上記と同様の申請書を使用して下さい。
・ビデオの場合は大型テレビが必要となります。

6. 問い合わせ先 ・地域区分① 富士吉田消防署 TEL23-0119
・地域区分② 河口湖消防署 TEL72-0119

※ なお、現社会情勢等を踏まえた内容（規模縮小等）と致しますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。